

介護職員宿舎施設整備支援事業に関するQ & A

令和5年4月1日版

※ここに示したものは、主な注意事項です。申請に当たっては、要綱を必ずご確認ください、都の指定する様式によって必要書類をご確認ください。

※発行日時点での内容のため、必ずホームページにて最新版をご確認ください。

番号	Q	A
(補助金の交付について)		
1	そもそも補助事業とはどのようなものですか。	東京都（以下「都」といいます。）の行う補助事業とは、補助対象者が行う事務又は事業に対して、都がこれを助成（あるいは奨励）するために、財政的な援助として補助金を交付する事業のことです。
2	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けると聞いたのですが、本当ですか。	その通りです。ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。 ※東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。このため、監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。
3	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。	事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類（領収書等）を整理し、これらの帳簿・書類を、事業が完了した年度の終了後5年間保管しておかなければなりません。
4	補助金の申請は、介護サービス事業所の法人名で行うのでしょうか。	介護サービス事業所の法人名で手続きを行います。 各申請書等に使用する印鑑は、全て法人の実印を使用します。 また、交付申請の際に印鑑証明書の提出が必要です。 なお、法人の実印を他の印に代えることはできません。印影の刷り込み印刷も認められません。
5	補助金の交付を受けるために、具体的にどのような手続きが必要ですか。	補助金の交付を受ける場合、年間を通じて都と書類のやり取りが必要です。 まず、事業計画書を提出いただき、都が審査会を行った上で、対象事業者を採択します（補助内示）。 次に、交付申請書を提出いただき、都が申請書類の審査を行った上で、交付決定について通知します。 その後、実績報告書を提出いただき、内容を確認した後、補助金の額を確定し、補助金を交付します。 各書類の提出期限は、厳守してください。 なお、申請書類に不備等があると、補助対象経費として算定されず、補助金が交付されない場合や、補助金の交付額が減額される場合がございます。また、書類審査中、申請事業者に対して、追加の提出書類の依頼や書類内容の確認依頼等をさせていただく場合がございます。
6	補助内示とはどういうことですか。	交付申請に先立ち、事業計画書を提出いただいた上で、都が内容を確認し、補助金を交付することが可能な範囲をあらかじめ通知することです。
7	整備のための契約は、いつ締結すればよいですか。	審査会後に対象事業者に対し、補助内示をお出しします。 補助内示の翌日以降に契約をするようお願いいたします（補助内示日前に契約した場合は補助対象外となります。）。
8	事業計画書を提出をすれば必ず補助を受けられるのですか。	予算の範囲内での交付になりますので、審査会にて対象法人を採択させていただきます。
9	補助金を返還する場合とはどのような場合ですか。	事情変更による決定の取消し等があった場合、すでに補助金が交付されているときは、交付した補助金を返還していただきます。補助金の返還と合わせて、違約加算金や延滞金を納付していただくこともあります。（交付要綱別記補助条件7、8、9）
10	他の補助金と重複した申請は可能ですか。	他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は補助対象となりません。同一の経費を、複数の補助金に申請することは認められませんので、ご注意ください。
(補助対象事業所について)		
11	どのような事業者が対象ですか。	都内に所在する補助要綱別表第1欄に定める介護サービス施設等の設置者が対象となります。

番号	Q	A
(補助金の交付について)		
12	これから開設する事業所は申請可能ですか。	事業所の開設が確実である場合は可能です（事業所と同時に整備する場合など）。
13	公設民営の施設は申請可能ですか。	業務委託契約を区市町村と結んでいる場合等は、運営主体が区市町村となるため、対象外となります。施設の使用許可を得、かつ、施設の物品等の所有権が法人に帰属している場合等は、法人からの申請が可能です。
14	1 法人から複数事業所の申請は可能ですか。	可能です。 ただし、審査の際に考慮される可能性があり、全ての申請が採択されるとは限りません。
15	複数事業所の申請を行う場合、各サービスごとに申請を行う必要がありますか。	宿舎がひとつの場合はまとめて申請ができます。事業所ごとに定員を定めて申請してください。
(その他)		
16	整備に当たって契約を締結する際、どのような手続きが必要ですか。	原則として一般競争入札に付する等都が行う契約手続きの取り扱いに準拠し、公平公正な手続きを行ってください。 「宿舎施設整備に係る契約マニュアル」の基準に反して契約を行った場合は、補助の取消等を行うことがあります。
17	支払いの際に領収書を徴取する必要がありますか。	支払いの事実を確認できる領収書を保管・整理してください。実績報告時や後日に写しをご提出いただくことがあります。
18	補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合に、提出する書類はありますか。	要綱別記補助条件18に定める様式第5号の1又は第5号の2（消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除報告書）を提出してください。本様式は、仕入税額控除が0円の場合も、必ず提出してください。 なお、提出期限等については、申請法人に改めてご連絡させていただきます。
19	介護職員以外の職員（医師、施設長、看護職員、リハビリ専門職員、事務職員等）を宿舎に入居させることはできますか。	補助対象となる介護サービス事業所に勤務する職員であれば、職種は問わず、幅広く対象となりますので、宿舎に入居させることができます。
20	外国人が入居しない場合は、補助対象とならないのでしょうか。	①日本人のみ、②外国人のみ、③日本人と外国人の両方、のいずれの場合も、補助対象となります。
21	介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を基準とするとありますが、「建物延床面積÷定員数」の数値が33㎡以上ないと、補助対象とならないのでしょうか。	介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡は基準（最大）ですので、33㎡を下回る場合であっても、補助の対象となります。 なお、33㎡を超える延床面積の宿舎整備も補助の対象となりますが、この場合、33㎡分が補助の対象となり、33㎡を超える部分は補助の対象外となりますので、ご注意ください。
22	宿舎の家賃設定について、具体的に補助の上限額・下限額があるのでしょうか。職員に、無償で貸し付けることは可能でしょうか。	地域により家賃は様々であることから、上限額・下限額は設定しておりません。無償貸し付けも可能とします。
23	宿舎と同程度の建物が近傍にない場合は、家賃をどのように比較すればよいのでしょうか。さらに、どの程度の期間、低廉な家賃を継続すればよいのでしょうか。	近傍とは、原則として本事業で整備する宿舎の所在する市区町村内の地域内としていますが、区市町村内に近い建物がない場合は、宿舎の所在地に最も近い別の区市町村内の類似の建物と比較することとします。 低廉家賃の要件については、永続的に満たすことが必要です。そのため、都から調査により確認させていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
24	借地上に建物を建築する場合も補助対象となりますか。	補助の対象となります。
25	補助対象施設等の一部を宿舎に改修する場合は、補助の対象となりますか。	補助の対象となります。

番号	Q	A
	(補助金の交付について)	
26	既存建物を買収して宿舍とする場合や、既存建物を買収した上で当該建物を改修して宿舍とする場合に、補助の対象となりますか。	既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合には、補助の対象となります。 補助の対象と認められる場合には、買収費と当該建物の改修費の両方とも補助の対象となります。
27	既存建物を賃貸（リース契約）して宿舍とする場合、補助の対象となりますか。	施設整備費であるため、資産が形成されない賃貸（リース契約）による既存建物の活用は補助対象となりません。
28	補助対象施設と、補助対象外施設の両方を運営する法人が、1つの宿舍を整備する場合、どの職員数分が補助対象になるのでしょうか。 定員規模に上限はないのでしょうか。	具体的なステップは以下のとおりとなります。 ①補助対象施設を経営している法人である。（オーナー型を除く） ②宿舍の定員規模を決める。（定員規模は問わないが、最大で補助対象施設（建築中のものを含む。）の職員数分に限り補助対象となる（※）） ③宿舍を整備する。（1定員当たり33㎡以下が助成配分基準） ④整備した宿舍のうち、補助を受けた定員部分は、人事異動（夜勤がないデイサービスの職員として訓練した後、夜勤がある特別養護老人ホームの職員へ異動する等）があることも想定されるため、2割以内において、デイサービス等の補助対象施設以外の職員の利用することもできる。 ※ 理論上、最大で補助対象施設の全ての職員数分の定員規模の宿舍を整備でき得ることとなるが、整備した宿舍の利用が低調であることにより会計検査院等から指摘を受けるといったことがないよう、整備に当たっては、地域の利用ニーズを確認した上で、必要となる職員数や今後の入居見通し等について十分に精査を行ってください。
29	介護職員が、例えば、特別養護老人ホーム（補助対象施設）とショートステイ（補助対象外施設）を兼務する場合は、職員数を算定する（上記回答の②）際に按分する必要がありますか。	兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分する方法により当該職員数を特別養護老人ホームとショートステイに割り振った上で、特別養護老人ホームについての職員数を算出することが必要です。
30	補助を受けて整備した宿舍について、補助対象施設以外に勤務する職員が利用している場合や、本来対象とならない職員が利用する場合には、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。	当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や補助対象施設以外の介護保険関連施設・事業所に勤務する職員に限り、その利用を認めますが、この範囲を越える場合は、財産処分に該当し、手続きが必要となります。
31	整備した宿舍の家賃収入は、財産処分の対象となりますか。	整備した宿舍は貸し付けを前提としていることから、家賃収入を得ることは交付の目的に反していないため、財産処分に該当せず、手続きは不要です。
32	既に宿舍建設に着手している介護事業者も補助対象となるのでしょうか。	補助の対象外です。 内示前に契約等することはできないため、遡及適用はできません。
33	社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム等の場合、固定資産税が非課税であるが、宿舍を整備する場合は、同じく非課税となるのでしょうか。	宿舍の整備については、非課税ではなく、課税されます。